

2

市販のペットフードについて

2-1 市販フードの種類と選び方

●市販のペットフードには、製品の形状や与える目的によってさまざまな種類があります。

目的別の分類

●総合栄養食

犬や猫が必要としている栄養素をすべて含んだフードで、新鮮な水と一緒に与えるだけで健康を維持することができるように、栄養バランスが調整されています。

●間食（「おやつ」または「スナック」）

ペットとのコミュニケーションを取るための手段やごほうびとして、限られた量を与えることを目的としたもので、ジャーキータイプのスナックや魚肉ソーセージなどの練り加工品、ササミ乾燥品、砂肝、乾燥野菜、豚ミミ、蹄（ヒヅメ）などの素材ベース品、ローハイドガムや骨型・歯ブラシ形スナックなどのガム、ビスケットやクッキーなどの菓子類など、様々なものがあります。ペットが欲しがるままに与えていると、栄養が偏ったり、カロリーが過多になって肥満にもつながりますので注意が必要です。1日あたりに必要なカロリーの20%以内に抑えることが大切です。

●その他の目的食

嗜好増進などの目的で与える「副食・おかずタイプ」、特定の栄養成分の調節やカロリーの補給などを目的として与える「栄養補完食」、栄養成分の量や比率などを調節することで、特定の疾病などに対して、いわゆる食事療法として与えることを目的とした「療法食」などがあります。なお、それらはかかりつけの獣医師の指導のもとで与えるべきです。

ペットフードのタイプ別の分類

●ドライタイプ

水分含量が10%程度、またはそれ以下のフードです。重量あたりの栄養価が高いこと、長期保存に適しているなどの利点があります。また、カリカリしているため、歯垢がつきにくくなったり、口臭を抑えることが期待できます。

●ウェットタイプ

水分含量が75%程度のフードで、缶詰、アルミトレイ、レトルトパウチ等の加熱殺菌用の容器に詰められています。風味が良く、食べやすいことから、犬や猫が好む傾向があります。開封しなければ長期間保存できますが、開封後は品質の変化が早いので、注意が必要です。

●セミモイストタイプ・ソフトドライタイプ

セミモイストタイプは水分含量が25～35%程度、ソフトドライタイプは水分が10～30%程度のフードです。

ライフステージ別の区分

犬や猫では、成長段階によって、必要とするエネルギーの量が違います。このため、市販のペットフードの多くは、ライフステージに合わせた栄養設計がされています。各ライフステージに合わせて食餌の管理をしましょう。

●哺乳期

生まれてから30日程度までの期間をいいます。この時期は母乳で成長します。市販のミルクを利用する場合には、犬には犬用、猫には猫用のミルクを与えます。

●離乳期

生後約 20 日から 60 日くらいまでの期間をいいます。犬用や猫用の離乳期用フードも販売されていますが、これらが手に入らない場合には、子犬用（成長期犬用）や子猫用（成長期猫用）フードをお湯やミルクでふやかして与えることも可能です。

●成長期

小型犬では生後約 50 日から 10 ヶ月程度、中型犬では生後約 50 日から1年程度、大型犬では生後約 50 日から1年半程度、超大型犬では生後約 50 日から2年程度、猫では生後約 50 日から1年程度の期間をいいます。

市販製品では、子犬用（成長期犬用）、または、子猫用（成長期猫用）のフードがあります。

●成犬、成猫期

成長期以降の7年間程度の時期をいいます。市販製品では、成犬用、または、成猫用のフードがあります。

●高齢犬、高齢猫期

約7歳から8歳以降の時期をいいます。（老化のスピードには個体差があるため、すべての犬や猫がこの時期から高齢犬、高齢猫というわけではありません。）市販製品では、シニア用のフードがあります。

memo

フードの切り替え方

ある年齢になったからといって、急にその年齢用のフードに切替えるのはあまり良いことではありません。（食べなれていないフードに急に切替えると、吐いてしまったり、下痢をすることもあります。）

状態を見ながら、1週間くらいかけて新しいフードの割合を徐々に増やしましょう。

犬と人間、猫と人間の年齢のめやす（品種等によってもこの関係は違ってきます）

大型犬	人間
	
1歳	12歳
2歳	19歳
3歳	26歳
5歳	40歳
7歳	54歳
10歳	75歳
12歳	89歳
15歳	110歳

小型犬、中型犬および猫	人間
	
1歳	15歳
2歳	24歳
3歳	28歳
5歳	36歳
7歳	44歳
10歳	56歳
12歳	64歳
15歳	76歳

2-2 表示の見方

●表示をよく確かめて、目的に合ったフードを選びましょう。

市販のペットフードのパッケージやラベルには、そのフードを与えるペットの種類や目的、使われている原材料、給与方法、原産国、賞味期限など、フードを選ぶ際に参考となる情報が表示されています。

犬用？ 猫用？

犬と猫では必要な栄養バランスが違います。犬には“ドッグフード”、猫には“キャットフード”を与えましょう。

どのくらいの量が入っているの？

製品の正味量が、「g(グラム)」、「kg(キログラム)」、「mL(ミリリットル)」または「L(リットル)」で書かれています。

どのくらいの量を、どのように与えればいいのか？

1日に与える量や回数などが書かれています。書かれている内容は、その目的によって、次のようになります。なお、与える回数や量はあくまで「目安」であるため、体調などを良く観察して、与える量や回数を調節してください。

- 総合栄養食
ペットの成長段階、体重、与える回数、与える量の目安
- 間食
栄養に偏りが生じないように与える回数や与えることが出来る限量など
- その他の目的食
同時に与えなければいけない主食や食材の名称、給与方法や量、食事療法のために指定された給与方法や量

栄養成分の量はどのくらい？

フードに含まれている主要な栄養素や水分の量が%（パーセント）で書かれています。また、多くのフードではカロリー（kcal/kg）も表示されています。

ドッグフード

- 成犬用総合栄養食
 - 内容量：3kg
 - 与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
 - 賞味期限：210814
 - 成分：粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下
 - 原材料：穀物（とうもろこし、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、動物性油脂、野菜類（ほうれん草、人参）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）
 - 原産国名：日本
 - 販売者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000千代田区神田〇〇町1-2-3
製品に関するお問合せ 03(1234)5678
- この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、成犬用の総合栄養食であることが証明されています。

どんな原料を使っているの？

フードに使っている原材料名や添加物名が書かれています。

どの国で作られているの？

フードの最終加工が行われた国名を表示しています。

どういう目的で与えるの？

フードの目的が書かれています。

- 総合栄養食
犬や猫が必要としている栄養素をすべて含んだフードで、新鮮な水と一緒に与えるだけで健康を維持することができるように、栄養バランスが理想的に調整されています。
- 間食（「おやつ」または「スナック」）
犬や猫とのコミュニケーション用や、ごほうびとして与えることを目的としたものです。犬や猫が欲しがると同時に、栄養が偏ったり、カロリー・オーバーとなって肥満にもつながりますので注意が必要です。
- その他の目的食
嗜好増進等を目的とした「副食・おかずタイプ」では、「一般食（おかずタイプ）」、「一般食（総合栄養食と一緒に与えてください）」、「副食」などと表示されています。また、「栄養補助食」は特定の栄養成分の調節やカロリーの補給などを目的としたもので、「栄養補助食」、「カロリー補助食」、「サプリメント（動物病院用）」などと表示されています。「療法食」は、栄養成分の量や比率などを調節することで、特定の疾病などに対して、いわゆる食事療法に使用されることを意図したもので、「特別療法食」、「食事療法食」などと表示されています。

また、成長段階は、「幼犬（猫）期、成長期またはグロース」、「成犬（猫）期、維持期またはメンテナンス」、「高齢犬（猫）期またはシニア」、「妊娠期、授乳期」、「全成長段階またはオールステージ」などに分かれています。

いつまでに食べさせればいいのか？

指定された保存条件で、未開封のまま、保管した場合に、栄養価や食味が保証できる期間が「賞味期限」として書かれています。この場合は、平成21年8月14日をさしています。また、西暦で書かれていることもあります。

どこの会社の製品なの？

会社の名称や住所などの連絡先が書かれています。

※これらの表示はペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）とペットフードの公正競争規約において定めている事項です。ペットフード安全法では安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、次の事項について平成22年12月から製造されるペットフードに義務づけられます。

- ・名称（商品名をいう。犬用か猫用であることがわかるように記載）
- ・原産国名
- ・賞味期限
- ・事業者名及び住所（事業者名は製造者、輸入者又は販売者名を記載）
- ・原材料名（原則として全ての原材料をすべて記載）

この他の項目は、ペットフードの表示に関する公正競争規約において定められている表示事項です。